

参議院先例録

小目次

第一章 国会の称呼	一
一 国会は、会期ごとに順次第何回国会と称する	一

第二章 召集及び議席	三
------------	---

第一節 召集	三
--------	---

二 召集詔書公布の期日に関する例	三
三 常会は、毎年一月中に召集されるのを常例とする	四
四 常会の召集詔書が公布されたが、衆議院の解散により常会が開かれなかった例	五
五 特別会は、総選挙の日から三十日以内に召集される	六

六	衆議院議員の任期満了による総選挙後の臨時会は、その任期が始まる日から三十日以内に召集される……………	六
七	参議院議員の通常選挙後の臨時会は、その任期が始まる日から三十日以内に召集される……………	七
八	議員の要求に基づき臨時会が召集された例……………	一〇
九	臨時会召集要求の手續に関する例……………	一二

第二節 議席…………… 一七

一〇	議席は、召集日に指定するのを例とする……………	一二
一一	議席は、議員の所属党派別により指定する……………	一三
一二	会期中に当選した議員の議席は、議長がその都度指定する……………	一四
一三	議席の変更は、各会派の申出に基づき議長において決定する……………	一四
一四	議席を指定し又は変更したときは、参議院公報によりこれを議員に通知する……………	一五
一五	議席には、号数及び氏名標を付し、表決に用いる木札及び選挙投票用紙を備え、押しボタン式投票機を設置する……………	一五

一六	車椅子を使用する議員が登壇するためのスロープに関する例	一七
第三章 会期、会期の延長及び休会		
一七	常会の会期中に議員の任期が満限に達したときは、その満限の日をもって会期は終了する	二一
一八	臨時会及び特別会の会期決定の手續に関する例	二二
一九	臨時会及び特別会の会期は、召集日に議決するのを例とする	二三
二〇	会期について、両議院の議決が一致しなかった例	二四
二一	会期について、衆議院が議決し、本院が議決しなかった例	二四
二二	会期について、本院及び衆議院が議決するに至らなかった例	二六
二三	会期の延長は、会期終了の当日又はその前日若しくは前々日に議決するのを例とする	二六
二四	会期及び会期の延長は、日数をもって議決する	二七
二五	会期延長の回数は、常会にあっては一回、特別会及び臨時会にあっては二回までとする	二七

- 二六 議員の半数の任期満了日まで会期が延長された例……………二八
- 二七 会期の延長について、両議院の議決が一致しなかった例……………二八
- 二八 会期の延長について、衆議院が議決し、本院が議決しなかった例……………二九
- 二九 国会の休会を行った例……………三三
- 三〇 国会の休会の日数は、会期に算入する……………三四
- 三一 会期、会期の延長又は休会を議決したときは、即日その旨を衆議院及び内閣に通知する……………三五
- 三二 衆議院が解散されたときは、内閣からその旨の通知がある……………三五

第四章 開会式……………三七

- 三三 開会式の期日に関する例……………三七
- 三四 開会式の時刻に関する例……………三九
- 三五 開会式を行うに至らなかった例……………四二
- 三六 開会式は、参議院議場において行う……………四二

三七	開会式には、両議院の議長、副議長、常任委員長、特別委員長、参議院の調査会長、両議院の憲法審査会会長、情報監視審査会会長、政治倫理審査会会長及び議員のほか、内閣総理大臣、最高裁判所長官、国務大臣及び会計検査院長が参列する……………	四三
三八	開会式には、衆議院議長が式辞を述べる……………	四四
三九	開会式には、天皇陛下御臨席の上、おこしを賜る……………	四四
四〇	天皇陛下の御送迎に関する例……………	四五
四一	開会式の前に、両議院の議長及び副議長は、御休所において天皇陛下にお目にかかる……………	四六
四二	開会式における天皇陛下の御先導に関する例……………	四六
四三	開会式式場においては、正面に向かって右側を本院議員、左側を衆議院議員の席とする……………	四七
四四	開会式に参列する者の服装に関する例……………	四九
四五	各議院においてつえ等の使用を届け出た者又は許可された者は、開会式式場において、これを使用することができる……………	四九

四六	開会式には、認証官、地方公共団体代表者に案内状を送付するほか、外交官、公務員、新聞通信放送社員、ニュース映画社員及び一般の者の参観を許可する……………	五〇
----	---	----

第五章 役員……………五二

第一節 議長及び副議長……………五一

第一款 議長及び副議長の選挙……………五一

四七	通常選挙後初めて国会が召集されたときは、正副議長の選挙を行う……………	五一
四八	会期中に議長又は副議長が欠けたときは、直ちにその選挙を行う……………	六一
四九	議長及び副議長の選挙手続に関する例……………	六三
五〇	選挙の投票を行うときは、議場を閉鎖しない……………	六五
五一	選挙の際、議員が登壇して投票できない場合は、参事がその議席に至り、投票を受け取り、代わって投票する……………	六五

五二	選挙における投票の効力に疑義のあるものについては、議長は、議院に諮りこれを決する……………	六六
五三	選挙における無効投票は、投票総数に算入する……………	六七
五四	選挙において投票の数が名刺の数を超過した例……………	六八
五五	議長又は副議長の選挙において決選投票を行った例……………	七〇
五六	選挙において得票者が一人で、かつ、その得票数が投票の過半数に達しなかつたため、議院に諮りこの得票者を当選人とした例……………	七一
五七	議長の選挙の投票中午後十二時となつたため延会し、改めてその選挙を行った例……………	七二
五八	議長及び副議長が当選したときは、議長の職務を行った者が議院に紹介する……………	七二
五九	議長及び副議長は、議院に紹介された際、就任の挨拶を行い、年長議員が祝辞を述べる……………	七三
六〇	議長及び副議長が選挙されたときは、即日その旨を衆議院及び内閣に通知する……………	七四
六一	議長及び副議長は、天皇陛下にお目にかかり就任の挨拶を行う……………	七四
六二	議長、副議長がその所属会派を退会し、各派に属しない議員となつた例……………	七五

第二款 議長及び副議長の辞任……………八〇

- 六三 通常選挙後初めて国会が召集されたときは、議長及び副議長は、辞任するのを例とする……………八〇
- 六四 議長又は副議長が辞任願を提出したときは、直ちにこれを議院に諮る……………八一
- 六五 副議長が国務大臣に任命されたため、その地位を失った例……………八二
- 六六 前議長及び前副議長に対しては、年長議員が謝辞を述べるのを例とする……………八二

第三款 議長席……………八三

- 六七 議長席にある議長又は副議長は、投票しない……………八三
- 六八 議長の辞任及び信任に関する議事については、副議長が議長の職務を行う……………八三
- 六九 議長の信任に関する議事につき仮議長が議長の職務を行った例……………八四
- 七〇 副議長の信任に関する議事につき仮議長が議長の職務を行った例……………八五
- 七一 召集日に議長及び副議長が共にないときは、その選挙につき事務総長が議長の職務を行う……………八五

七二	通常選挙後初めて召集される国会の召集日に副議長がないときは、議長辞任の件及びその選挙については事務総長が議長の職務を行い、副議長の選挙については新たに当選した議長がその職務を行うのを例とする……………	八七
七三	仮議長の選挙につき事務総長が議長の職務を行った例……………	八九
七四	議長が議院規則の疑義を決した例……………	九〇
第二節 仮議長 ……………		
七五	仮議長の選挙に関する例……………	九一
七六	仮議長が初めて議長席に着くときは、挨拶を述べる……………	九三
第三節 常任委員長 ……………		
七七	通常選挙後初めて召集される国会においては、新たに常任委員長を選挙する……………	九四
七八	常任委員長は、一定数以上の議員が所属する会派に、その所属議員数に比例して配分するのを例とする……………	九六

七九	常任委員長の選挙は、その手続を省略してその選任を議長に委任するのを例とする……………	九六
八〇	国会法の改正により常任委員会の種類が改められたときは、その改正の趣旨により、全部又は一部の常任委員長の選挙を行う……………	九七
八一	常任委員長の辞任を許可したときは、直ちにその選挙を行う……………	九九
八二	常任委員長の解任を議決した例……………	九九
八三	常任委員長が議長又は副議長に当選したため、その地位を失った例……………	一〇〇
八四	常任委員長が国務大臣等に任命されたため、その地位を失った例……………	一〇一
八五	常任委員長が特別委員長を兼ねた例……………	一〇八
第四節 事務総長 ……………		
八六	事務総長の選挙は、その手続を省略してその選任を議長に委任するのを例とする……………	一一〇

第六章 内閣総理大臣の指名 ……………	一一五
----------------------------	-----

八七	内閣総理大臣の指名に先立って行った議事に関する例……………	一一五
八八	内閣総理大臣の指名は、単記記名投票で行う……………	一一六
八九	内閣総理大臣の指名の投票を行うときは、議場を閉鎖しない……………	一一七
九〇	単記記名投票には、議員の氏名を記入した投票用紙を用い、議員は、氏名点呼に 応じてこれを演壇に持参して投票する……………	一一七
九一	内閣総理大臣の指名の際、議員が登壇して投票できない場合は、参事がその議 席に至り、投票を受け取り、代わって投票する……………	一一八
九二	内閣総理大臣の指名の投票における無効投票は、投票総数に算入する……………	一一九
九三	内閣総理大臣の指名において決選投票を行った例……………	一二〇
九四	内閣総理大臣を指名したときは、即日その旨を衆議院に通知する……………	一二二
九五	内閣総理大臣の任命式には、議長が列席する……………	一二二
九六	内閣総理大臣が欠けたときは、直ちにその旨の通知がある……………	一二二
九七	内閣が総辞職を決定したときは、直ちにその旨の通知がある……………	一二三

第七章 議員 一二五

第一節 応召、当選証書の対照、入場及び紹介 一二五

九八 議員は、参議院議員の通常選挙又は衆議院議員の総選挙後初めて召集される国会の召集日には、議事堂中央玄関から登院する 一二五

九九 通常選挙、補欠選挙又は再選挙に当選した議員は、初めて登院したときに当選証書の対照を受ける 一二六

一〇〇 議員の氏名は、原則として本名を用いる 一二六

一〇一 初めて登院した議員が当選証書を持参しなかったときは、既に対照を終わった議員の保証によって議場に入ることができる 一二八

一〇二 補欠選挙又は再選挙に当選した議員が初めて議席に着いたときは、議長は、議院に紹介する 一二八

第二節 請暇及び欠席 一二九

一〇三 議員が議院に出席することができないときは、請暇書又は欠席届書を提出する……………一二九

一〇四 召集に応じない議員に招状を發した例……………一三〇

第三節 辞職、退職、資格消滅及び除名……………一三一

一〇五 辞表には、辞職の理由を記する……………一三一

一〇六 議員が公職の候補者となつたときは、届出の日に退職者となる……………一三一

一〇七 議員が選挙関係訴訟においてその資格を失う判決があつたときは、判決確定の日に退職者となる……………一三二

一〇八 議員の資格に影響のある裁判が確定した場合には、その言渡しをした裁判所の長からその旨の通知がある……………一三四

一〇九 除名の議決をしたときは、その旨を本人に通知する……………一三六

一一〇 議員に欠員を生じたときは、その旨を内閣に通知する……………一三六

第四節 逮捕……………一三七

一一一	議員の逮捕について許諾を求めるの件は、議院運営委員会に付託しその審査を経た後、議院において議決する……………	一三七
一一二	会期前に逮捕された議員があるときは、召集日に内閣からその氏名の通知がある……………	一三八

第五節 党派及び議員控室…………… 一三九

一一三	議員が党派を結成するには、二人以上の議員をもつてすることを要する……………	一三九
一一四	議員が党派を結成したとき又は党派の所属議員に異動があつたとき等は、議長に届け出る……………	一四〇
一一五	議員控室は、各党派の所属議員数に応じて各党派に割り当てる……………	一四一

第六節 障がいをもつる議員の円滑な議員活動に資するための措置…………… 一四二

一一六	障がいをもつる議員の議場等における円滑な議員活動に資するための措置に関する例……………	一四二
-----	---	-----

第八章	歳費、立法事務費及び参議院予備金	一四九
一一七	歳費は、議員の任期が開始する日から任期の終わる日まで支給する	一四九
一一八	立法事務費は、議院における各会派に交付する	一五〇
一一九	参議院予備金支出の件は、次の常会において報告し承諾を求める	一五〇
第九章	委員会及び調査会	一五三
第一節	委員	一五三
一二〇	議員は、少なくとも一個の常任委員となり、同時に二個を超える常任委員となることはできない	一五三
一二一	常任委員は、各会派の所属議員数の比率により各会派に割り当て、これに基づき議長が指名する	一五四
一二二	常任委員等の各会派割当数の変更に関する例	一五五

- 一一三 国会法第四十二条第三項の規定により常任委員を兼ねる場合の取扱いに関する例……………一五六
- 一一四 通常選挙後初めて召集される国会においては、改選期に当たらなかつた議員は常任委員を辞任し、改めて全常任委員の選任を行うのを例とする……………一五七
- 一一五 補欠選挙等に当選した議員の常任委員の選任は、その議員が初めて議席に着いた際に行うのを例とする……………一五八
- 一二六 国会法等の改正により常任委員会の種類等が改められたときは、その改正の趣旨により、全部又は一部の常任委員の選任を行う……………一五九
- 一二七 特別委員及び調査会委員は、委員会及び調査会設置の議決の際、議長が指名するのを例とする……………一六四
- 一二八 特別委員及び調査会委員は、各会派の所属議員数の比率により各会派に割り当て、これに基づき議長が指名する……………一六五
- 一二九 委員の辞任の許可及びその補欠の指名は、会派からの申出により議長が行う……………一六七
- 第二節 委員会及び調査会**……………一六八

一三〇	議院の会議中に委員会又は調査会を開会するには、あらかじめ議長の許可を受けることを要する……………	一六八
一三一	公聴会の開会及び委員派遣の承認については、議長は、議院運営委員会理事会に諮った後、これを決定するのを例とする……………	一六九
一三二	議長は、必要に応じ委員会に出席し発言する……………	一七〇
一三三	特別委員会の設置に関する例……………	一七〇
一三四	調査会の設置に関する例……………	一八一
一三五	特別委員会の目的及び名称を変更し又は委員数を増加した例……………	一八八
一三六	調査のため設けられた特別委員会に、これに関連する調査を議院の議決により併せ付託した例……………	一九〇
一三七	特別委員会の消滅時期……………	一九一
	第三節 委員会及び調査会の継続審査及び継続調査……………	一九二
一三八	委員会及び調査会が閉会中もなお審査又は調査を行うには、議院の議決を要する……………	一九二

- 一三九 継続審査に決した議案につき、その後会期が延長されたため、委員会における審査を終了し、議院の会議に付した例……………一九四
- 一四〇 衆議院送付の条約を継続審査に付した例……………一九五
- 一四一 通常選挙が行われる閉会中においては、議案の継続審査は行わないのを例とする……………一九五
- 一四二 衆議院の解散による閉会中においては、議案の継続審査は行わない……………一九六
- 一四三 継続審査及び継続調査を議決したときは、即日その旨を衆議院及び内閣に通知する……………一九七

第十章 憲法審査会……………一九九

- 一四四 憲法審査会に関する例……………一九九
- 一四五 憲法審査会委員は、各会派の所属議員数の比率により各会派に割り当て、これに基づき議長が指名する……………二〇〇

第十一章 情報監視審査会……………二〇三

一四六	情報監視審査会に関する例	二〇三
一四七	情報監視審査会委員は、各会派の所属議員数の比率により各会派に割り当て、議院の議決により選任する	二〇四
	第十二章 議案	二〇七
	第一節 議案等の提出	二〇七
一四八	議案を發議するには、發議者及び賛成者が署名又は記名押印した提出文を添付する	二〇七
一四九	議案を發議するには、發議者のほか、所定の賛成者を要する	二〇八
一五〇	決議案について、發議者の数が所定の賛成者の数を超えていたため、賛成者がなかったがこれを所定の賛成者があるものとして取り扱った例	二〇八
一五一	議員でなくなった者は、議案の發議者又は賛成者から削除する	二〇九
一五二	国務大臣等である議員は、議案の發議者又は賛成者とならないのを例とする	二一〇
一五三	議案の發議者又は賛成者の変更は、認めないのを例とする	二一〇

一五四	決議案は、その本文で理由が明らかになっている場合には、理由書を付さないで発議することができる……………	二二一
一五五	修正案の提出には、理由を付することを要しない……………	二二一
一五六	予算を伴う法律案に添付する法律施行に要する経費を明らかにした文書に関する例……………	二二二
一五七	法律案に対する修正案で予算の増額を伴うもの又は予算を伴うこととなるものに添付する修正の結果必要となる経費を明らかにした文書に関する例……………	二二四
一五八	本院提出法律案には、理由及びその法律施行に要する経費を明らかにした文書を付さない……………	二二六
一五九	総予算は、一月中に国会に提出されるのを常例とする……………	二二六
一六〇	条約が本院に先に提出された例……………	二二七
一六一	内閣提出法律案のうち、予算に関係のある法律案が本院に先に提出された例……………	二二八
一六二	予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書等が議決に至らなかった場合は、再び国会に提出される……………	二二一

一六三	決算調整資金からの歳入組入れに関する調書が議決に至らなかった場合は、再び国会に提出される……………	二二二
一六四	決算は、翌年度の国会に両院に同時に提出され、議決に至らなかった場合も、次の国会に再び提出されないが、引き続きこれを審議する……………	二二三
一六五	条約は邦文により提出される……………	二二四
一六六	世界貿易機関を設立するマラケシュ協定に関連する条約で、千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表等は、我が国のもののみが提出される……………	二二四
一六七	経済連携協定等の譲許表等は、交渉相手国又は日本以外の各国の譲許表等を除いたものが提出される……………	二二六
一六八	多数国間条約はその署名欄を省略して提出される……………	二二七
一六九	国会の休会中に議案が提出された例……………	二二八
	第二節 議案等の印刷及び配付 ……………	二二八
一七〇	議案は、その提出文、送付文又は回付文とともに印刷に付する……………	二二八

- 一七二 衆議院から修正の上、送付又は回付された内閣提出議案及び回付された本院提出法律案は、その修正に係る部分のみを印刷に付し、他は印刷を省略する……………二二九
- 一七二 衆議院提出法律案が予備審査のため送付された議案と異なる場合には、提出案の全部を印刷に付する……………二三〇
- 一七三 継続審査に付した議案は、次の国会において印刷配付しないのを例とする……………二三〇
- 一七四 議案等を印刷配付するいとまがなく会議に付した場合に、これを参事に朗読させ、事後に印刷配付した例……………二三一
- 一七五 議案その他の文書は、議員会館文書配付室に備付けの文書函に配付し、そのいとまがないときは、議席に配付する……………二三三

第三節 議案の付託……………二三四

- 一七六 議案が発議、提出又は送付されたときは、議長は、直ちにこれを適当な委員会又は憲法審査会に付託する……………二三四
- 一七七 議院の会議において趣旨説明を聴取することを決定した議案は、その趣旨説明及び質疑が終了した後、委員会に付託する……………二三五

一七八	議案を付託すべき委員会又は憲法審査会を定め難い場合には、議長は、議院運営委員会理事会に諮って付託するのを例とする……………	二三五
一七九	常任委員会の所管に属する議案について特別委員会を設けこれを付託した例……………	二三六
一八〇	数個の常任委員会の所管に属する議案について特別委員会を設けこれを付託した例……………	二三九
一八一	常任委員会の所管に属しない議案について特別委員会を設けこれを付託した例……………	二四〇
一八二	調査のため設けられた特別委員会の調査事項に関連のある議案は、その特別委員会に付託するのを例とする……………	二四一
一八三	議案審査のため設けられた特別委員会の付託議案に関連のある議案を、その特別委員会に併せ付託した例……………	二四一
一八四	議案の付託を変更した例……………	二四三
一八五	常任委員会において閉会中に審査が終わらなかつた議案は、次の国会において改めて付託することなく審査を続ける……………	二四四
一八六	決算が委員会において審査未了となつた場合には、次の国会において、議長は、これを委員会に付託する……………	二四四

一八七	本院で議決した議案が、衆議院において継続審査の上、本院に送付されたとき は、これを委員会に付託する……………	二四五
-----	---	-----

第四節 議案等の撤回及び内閣修正……………二四六

一八八	議案等の撤回及び内閣修正は、文書によりこれを求める……………	二四六
一八九	発議者からの申出により議案が撤回された例……………	二四六
一九〇	提出者からの申出により修正案が撤回された例……………	二四八
一九一	内閣からの申出により議案が撤回された例……………	二四九
一九二	内閣からの申出により議案が修正された例……………	二五一
一九三	議員発議の法律案が撤回された場合及び内閣提出の議案が撤回又は修正された 場合の通知に関する例……………	二五二
一九四	議員発議の法律案が議決を要しないものとなった旨を衆議院に通知した例……………	二五三
一九五	予備審査中の議案について衆議院から議決を要しないものとなった旨の通知が あったときは、当該議案は消滅したものと取り扱う……………	二五四

一九六 内閣が更迭した場合に、前内閣が提出した議案について、新内閣からその審議の継続に関し申出があった例……………二五四

第五節 議案の送付、回付、返付及び通知 ……二五七

一九七 議案の送付、回付、通知等は、議決の当日に行う……………二五七

一九八 議案の送付、回付及び返付の取扱いに関する例……………二五七

一九九 継続審査に付した議員発議の法律案は、次の国会において衆議院に対し改めて予備審査のための送付を行わない……………二五九

第六節 法律等の奏上、送付及び通知 ……二五九

二〇〇 法律の奏上は、議決の当日に行う……………二五九

二〇一 法律案以外の国会の議決を要する議案の内閣への送付は、議決の当日に行う……………二六〇

二〇二 決算につき議決したときは、その当日議決の内容を内閣に通知する……………二六〇

二〇三 法律等の奏上及び送付の取扱いに関する例……………二六一

二〇四	決議を内閣に送付する場合は、内閣総理大臣に送付し、関係大臣には送付しない……………	二六一
二〇五	決議の外国政府等に対する伝達方を政府に依頼した例……………	二六二
	第十三章 会議 ……………	二六五
	第一節 議事日程の編成及び報告 ……………	二六五
	第一款 議事日程の編成 ……………	二六五
二〇六	議事日程に記載する案件及び順序に関する例……………	二六五
二〇七	国会法第三十九条ただし書の規定による議決に関する件及び国家公務員等の任命に関する件の議事日程記載に関する例……………	二六八
二〇八	緊急質問の件の議事日程記載に関する例……………	二六八
二〇九	議案を議事日程に記載するときは、発議者又は提出者を表示する……………	二六九

二二〇	国会法第五十六条の二の規定により趣旨説明を聴取する議案の議事日程記載に 関する例……………	二六九
二二一	委員会審査省略要求議案の議事日程記載に関する例……………	二七〇
二二二	国会法第五十六条の二の規定による議案の趣旨説明等の議事日程への記載は、 議院運営委員会に諮った後、これを行う……………	二七一
二二三	議案の撤回又は内閣修正に関する件及び回付案は、議院の議決により議事日程 に追加する場合を除き、次会の議事日程に記載する……………	二七二
二二四	委員会の審査を終わった案件は、議院の議決により議事日程に追加する場合を 除き、次会の議事日程に記載する……………	二七二
二二五	議題となった案件でその議事を終わらなかったものは、次会の議事日程に記載 する……………	二七四
二二六	議題となった案件でその議事を終わらなかったものの議事日程記載に関する例……………	二七六
二二七	議事日程に記載した案件で議題とならなかったものは、次会の議事日程に記載 する……………	二七六
二二八	請暇、辞職、特別委員会の設置等は、議事日程に記載しないのを例とする……………	二七八

二一九	儀礼に関する件を議事日程に記載した例……………	二七九
二二〇	議事日程に他に予定される議事等について付記した例……………	二八一
二二一	会議の日時のみを議員に通知して会議を開く場合の議事日程は、当日の会議を開くまでに定める……………	二八三
二二二	議事日程には、順次号数を付する……………	二八三

第二款 議事日程の報告……………二八四

二二三	議事日程は、参議院公報をもって通知する……………	二八四
二二四	国会法第五十五条第二項の規定による会議の日時は、参議院公報をもって通知する……………	二八五
二二五	開議の予定を参議院公報をもって通知した例……………	二八六

第二節 議事に関する協議……………二八七

二二六	議事の順序等については、議院運営委員会において協議する……………	二八七
-----	----------------------------------	-----

第三節 開議、休憩、延会及び散会……………二八八

第一款 開議……………二八八

二二七 召集日には会議を開く……………二八八

二二八 会議の定例日は、月曜日、水曜日、金曜日とする……………二八九

二二九 日曜日その他の休日には、会議を開かないのを例とする……………二八九

二三〇 会期終了日に会議が開かれなかった例……………二九一

二三一 会議を招集したが開くに至らなかった例……………二九二

二三二 開議時刻に関する例……………二九四

二三三 議員は、電鈴により議場に入る……………二九四

二三四 開議前の諸般の事項の報告は、省略するのを例とする……………二九五

第二款 休憩、延会及び散会……………二九六

二三五 議長は、必要があると認めるときは、休憩を宣告することができる……………二九六

二三六	議事日程に記載した案件の議事を終了した後、休憩した例	二九六
二三七	休憩後再び会議を開くに至らなかった例	二九八
二三八	議長は、必要と認めたときは議院に諮り、午後四時を過ぎたときは議院に諮らないで、延会を宣告することができる	二九九
二三九	哀悼の意を表するため延会した例	二九九
二四〇	会議中午後十二時に至ったときは、議長は、延会を宣告する	三〇〇
	第四節 定足数	三〇一
二四一	出席議員が定足数を欠くときは、議長は、休憩又は延会を宣告する	三〇一
	第五節 議題及び議事日程の変更	三〇二
	第一款 議題	三〇二
二四二	会議の議題は議長が宣告する	三〇二

二四三	国務大臣の演説に関する件及び国務大臣の報告に関する件を一括して議題とした例……………	三〇三
二四四	国務大臣の演説に関する件及び趣旨説明を一括して議題とした例……………	三〇四
二四五	国務大臣の報告に関する件及び趣旨説明を一括して議題とした例……………	三〇五
二四六	委員会の審査を終わった案件で同一委員会に係るものは一括して議題とする……………	三〇六
二四七	委員会の審査を終わった議案及び委員会提出の法律案で同一の委員会に係るものは、一括して議題とする……………	三〇七
二四八	数個の委員会において審査を終わった関連のある議案を一括して議題とした例……………	三〇八
二四九	同一の発議者に係る数個の決議案を一括して議題とした例……………	三〇九
二五〇	関連のある数個の決議案で発議者の異なるものを一括して議題とした例……………	三一〇
第二款 議事日程の変更、追加及び削除 ……		
二五一	議事日程の順序を変更し又は新たな案件を日程に追加するには、議院の議決を要する……………	三一
二五二	日程記載の案件と同一委員会に係る日程追加の案件を議題とする場合の例……………	三一

二五三	役員の評任の件、議長の選挙等を議事日程に記載することなく議題とするときは、議事日程追加の手続をとらないのを例とする	三二三
二五四	議事日程の一部を削除した例	三二四
第六節 動議		
二五五	動議の提出に関する例	三二六
二五六	動議を文書により提出する場合の賛成者に関する例	三二七
二五七	議事進行に関する動議は、討論を用いなくて即決する	三二七
第七節 発言		
二五八	発言の通告は、文書によるのを例とする	三二八
二五九	質疑又は討論の発言者数、発言の順序及び発言時間は、議院運営委員会において協定する	三二八
二六〇	発言の順序につき議院運営委員会において協定できなかったときは、議長がこれを決定する	三二八

二六一	議長の発言時間制限に関する例	三二一
二六二	議員の動議により発言時間を制限した例	三二三
二六三	制限時間又は協定時間を超えて発言したときは、議長は、発言の禁止を命じ、又は降壇を命ずる	三二四
二六四	時間制限のため発言を終わらなかつた部分を会議録に掲載した例	三二五
二六五	議員が発言を許可された際、これを放棄した例	三二六
二六六	発言を棄権したものと議長が認めた例	三二七
二六七	自席からの発言に関する例	三二八
二六八	議長は、議員の発言が議題の外にわたり又はその範囲を超えると認めるときは、これを制止する	三二九
二六九	引証のためにする文書の朗読について議長が注意した例	三三〇
二七〇	議事進行の発言に関する例	三三一
二七一	一身上の弁明に関する例	三三二

第八節	発言の取消し及び訂正	三三四
------------	-------------------	-----

- 二七二 議員の発言中に不穏当な言辞があるときは、議長は、その取消しを命ずる……………三三四
- 二七三 発言者が他の議員から発言の取消しを求められ、又は自己の発言につき誤りを認め、これを取り消した例……………三三八
- 二七四 議長が衆議院議員の不穏当な言辞の取消しを命じた例……………三三九
- 二七五 議員の発言につき、議長が調査の上措置する旨を告げ、調査の結果、発言の訂正が行われた例……………三四〇
- 二七六 議員の発言につき、議長が調査の上措置する旨を告げたが、調査の結果、発言の取消し又は訂正を行うに至らなかった例……………三四一

第九節 委員会の審査省略……………三四二

- 二七七 委員会審査省略の決定手続に関する例……………三四二
- 二七八 衆議院提出法律案又は内閣提出議案について委員会の審査を省略した例……………三四三
- 二七九 決議案は、委員会審査省略要求書を付して発議するのを例とする……………三四五
- 二八〇 議員発議案の委員会審査を省略すべきでない旨、議院運営委員会において決定したときは、発議者は、委員会審査省略要求書を撤回するのを例とする……………三四六

二八一 予備審査のための議案には、委員会審査省略要求書を付することができない……………三四七

第十節 趣旨説明……………三四八

二八二 委員会提出法律案、調査会提出法律案又は委員会審査省略に決した議案を議題としたときは、まずその趣旨説明を聴取する……………三四八

二八三 議案について委員長の報告があつた後、提出者が趣旨の弁明をした例……………三四九

二八四 議案以外の案件については趣旨説明を行わないのを例とする……………三五〇

二八五 修正の動議及び懲罰の動議を除き、動議は趣旨説明を行わないのを例とする……………三五〇

第十一節 国会法第五十六条の二の規定による

議案の趣旨説明……………三五一

二八六 国会法第五十六条の二の規定による議案の趣旨説明は、その議案を委員会に付託する前に聴取するのを例とする……………三五一

二八七 衆議院から修正の上送付された議案について国会法第五十六条の二の規定による趣旨説明を聴取した例……………三五二

二八八 関連のある数個の議案で発議者又は提出者の異なるものの国会法第五十六条の
 二の規定による趣旨説明を一括して議題とし、順次趣旨説明を聴取した例……………三五七

二八九 関連のある数個の議案で所管大臣の異なるものについて、一國務大臣から一括
 して国会法第五十六条の二の規定による趣旨説明を聴取した例……………三五七

第十二節 中間報告……………三五九

二九〇 委員会において審査中の議案の中間報告に関する例……………三五九

二九一 中間報告があつた議案の審議に関する例……………三六〇

二九二 委員会において調査中の事件について中間報告を求めた例……………三六二

二九三 行政監視委員会において調査中の事件の中間報告に関する例……………三六五

二九四 調査会において調査中の事件について中間報告を求めた例……………三六六

第十三節 委員長報告……………三六七

二九五 委員会の審査を終わった案件が議題となつたときは、まず委員長が報告する……………三六七

二九六 委員長報告に際し委員長に事故があるときは、理事が報告する……………三六八

二九七	委員長は、報告に当たって自己の意見を述べることができない	三六八
二九八	調査事件の委員長報告に関する例	三六九
二九九	調査会において調査を終わった事件について報告を求めた例	三七〇
三〇〇	憲法調査会から日本国憲法に関する調査について報告を求めた例	三七二
三〇一	情報監視審査会の調査及び審査について報告を求めた例	三七二
三〇二	常任委員会において閉会中に審査を終わった案件について委員長が報告した例	三七三
三〇三	委員会の附帯決議は、議院に報告するにとどまり表決に付さない	三七六
三〇四	委員会の審査報告書の撤回を許可した例	三七六
三〇五	議院運営委員長が議院運営委員会の決定について発言した例	三七七
第十四節 少数意見報告		
三〇六	少数意見者の報告は、委員長の報告に次いで行う	三八〇
三〇七	委員長が調査事件の一部について報告した際、これに次いで少数意見者が報告した例	三八一

第十五節 質疑……………三八二

- 三〇八 議院の会議における質疑は、一問一答をしないのを例とする……………三八二
- 三〇九 議案の發議について賛成者となつた議員は、その議案の發議者に対して質疑することができない……………三八二
- 三一〇 質疑に対する答弁者は、五人までとするのを例とする……………三八三
- 三一 再質疑は、制限時間又は協定時間内において許可する……………三八三
- 三二 國務大臣の演説に対する質疑は、演説の翌々日以後に行うのを例とする……………三八四
- 三三 國務大臣の報告に対する質疑は、報告に引き続き行うのを例とする……………三八五
- 三四 国会法第五十六条の二の規定による議案の趣旨説明に対しては、質疑を行うのを例とする……………三八六
- 三五 委員会の審査を終わった案件については、質疑を行わないのを例とする……………三八六
- 三六 原案に対する質疑及び修正案に対する質疑は、併せて行うのを例とする……………三八八
- 三七 決議に対する國務大臣の所信表明に関連して質疑した例……………三八八
- 三八 議院の決議に基づいて内閣が採つた措置に関する報告に対し質疑した例……………三八九

三一九	調査事件の委員長報告に関連して国務大臣に対し質疑した例	三八九
三二〇	質疑終局の動議は、二人以上が質疑した後に提出することができる	三九〇

第十六節 討論

三二一	討論者は、その発言において賛否を明らかにすることを要する	三九一
三二二	議案の発議者となった議員は、その議案に対して討論することができない	三九二
三二三	討論は、反対、賛成の順序で交互に行う	三九二
三二四	原案に対する討論及び修正案に対する討論は、併せて行う	三九七
三二五	中間報告があつた案件について提出された委員会の審査に期限を付する動議及び議院の会議において審議する動議に対する討論は、併せて行う	三九八
三二六	数個の案件を一括して議題とした場合の討論に関する例	三九八

第十七節 修正

三二七	議案に対する修正の動議の提出は、議案が会議の議題となるまでとするのを例とする	四〇一
-----	--	-----

三二八	修正案の趣旨説明は、委員長報告に次いで行うのを例とする……………	四〇一
三二九	法律案の題名を修正した場合の取扱いに関する例……………	四〇二
三三〇	修正に伴う字句の整理を議長に委任した例……………	四〇三

第十八節 内閣の意見聴取…………… 四〇四

三三一	議院の会議において、予算総額の増額修正、議員発議に係る予算を伴う法律案 又は法律案に対する修正案で予算を伴うものについて、国会法第五十七条の三 の規定に基づき内閣の意見を聴取した例……………	四〇四
-----	---	-----

第十九節 表決…………… 四〇六

三三二	委員会から可決報告又は否決報告のあった議案は、原案について採決する……………	四〇六
三三三	委員会から修正議決報告のあった議案は、委員会決定のとおり修正議決するこ とについて採決するのを例とする……………	四〇七
三三四	数個の修正案がある場合の採決に関する例……………	四〇八
三三五	一括して議題とした数個の案件の採決に関する例……………	四一一

三三六	一括して議題とした数個の案件のうち、議決した議案と同一事項を内容とする議案について、議決を要しないものとなった旨を宣告した例……………	四一三
三三七	一議案を分割して採決した例……………	四一四
三三八	関連のある数個の案件につきそれぞれ修正案がある場合に、これらの修正案を一括して採決した例……………	四一五
三三九	議案の採決は、押しボタン式投票によるのを例とする……………	四一六
三四〇	議長が必要と認めた場合又は出席議員の五分の一以上の要求があつた場合は、記名投票により採決する……………	四一九
三四一	記名投票により表決を行うときは、議場を閉鎖する……………	四二〇
三四二	議場の閉鎖中に議員が退場しようとするときは、議長の許可を受けることを要する……………	四二一
三四三	記名投票には、議員の氏名を記した白色及び青色の木札を用い、氏名点呼に応じて、賛成者は白色票を、反対者は青色票を演壇に持参する……………	四二一
三四四	記名投票による表決の際、議員が登壇して投票できない場合は、参事がその議席に至り、投票を受け取り、代わつて投票する……………	四二二

- 三四五 記名投票の投票時間を制限した例……………四二三
- 三四六 記名投票において、投票が終わったときは、議長は、投票を参事に計算させ、その結果を宣告する……………四二五
- 三四七 採決の結果可否同数となり、憲法第五十六条第二項の規定により議長が決した例……………四二五
- 三四八 会期の件及び会期延長の件の採決は、起立の方法によるのを例とする……………四二六
- 三四九 議長が起立者の多少を認定し難いため、記名投票により採決した例……………四二七
- 三五〇 起立による採決の結果の宣告に対し出席議員の五分の一以上から異議を申し立てたときは、議長は、記名投票又は押しボタン式投票により採決する……………四二七
- 三五一 役員等の辞任、請暇、請願、儀礼に関する件等の採決は、異議の有無を諮る方法によるのを例とする……………四二八
- 三五二 決算の採決は、委員長報告のとおり是認すること及び内閣に対し警告することの可否について行うのを例とする……………四二九
- 三五三 国有財産増減及び現在額総計算書等の採決は、委員長報告のとおり是認することの可否について行うのを例とする……………四三一

三五四	予備費使用総調書についてその一部を承諾した例	四三二
三五五	地方自治法第五十六条第四項の規定に基づき、承認を求めるの件について、衆議院送付案どおりその一部を承認した例	四三三

第十四章 国務大臣等

三五六	国務大臣の議院の会議への出席に関する例	四三五
三五七	予算の会議及び国務大臣の演説に関する件の会議には、全ての国務大臣が出席する	四三六
三五八	国務大臣の決算の概要報告の会議及び決算の会議への出席に関する例	四三六
三五九	内閣官房副長官、副大臣及び大臣政務官の議院の会議への出席に関する例	四三七
三六〇	政府特別補佐人の議院の会議への出席に関する例	四三八
三六一	国務大臣が出席しなかったため、休憩し若しくは議事を延期し又は議院の議決によりその出席を求めた例	四三九
三六二	国務大臣が議院の会議に欠席したことにつき弁明した例	四四〇
三六三	答弁を要求された国務大臣が欠席した場合の答弁に関する例	四四三

三六四	国務大臣が演説又は報告をするときは、あらかじめ文書によりその旨を議長に通告する……………	四四五
三六五	毎会期の始めに内閣総理大臣は施政方針等に関し、国務大臣は外交、財政、経済に関し演説するのを例とする……………	四四六
三六六	特殊な事件につき国務大臣が報告した例……………	四四八
三六七	法律に基づく内閣の国会に対する報告につき、文書報告のほか、国務大臣が議院の会議において報告した例……………	四五〇
三六八	内閣提出議案の趣旨説明は、国務大臣が行うのを例とする……………	四五一
三六九	決算は委員会付託に先立ち、財務大臣が議院の会議においてその概要を報告するのを例とする……………	四五二
三七〇	法律案について国務大臣が議院の会議において所信を表明した例……………	四五三
三七一	議院の会議において決算につき警告の議決をしたときは、内閣総理大臣が所信を表明するのを例とする……………	四五四
三七二	議院の会議において決議案が可決されたときは、国務大臣が所信を表明するのを例とする……………	四五五

三三三	議院の決議に基づき内閣が採った措置について、 國務大臣が議院の会議において報告した例……………	四五六
三七四	内閣が予算を修正した場合に、 大蔵大臣が議院の会議においてその理由を説明 した例……………	四五七
三七五	國務大臣が会議において発言を訂正し若しくは 取り消し又は発言につき釈明した例……………	四五九
三七六	國務大臣の発言につき、議長が調査の上措置する旨を 告げ、調査の結果、発言の訂正が行われた例……………	四七〇
三七七	國務大臣の発言につき、議長が調査の上措置する旨を 告げ、調査の結果、不穩当な言辞の取消しの措置を採った例……………	四七一
三七八	國務大臣の発言につき、議長が調査の上措置する旨を 告げたが、調査の結果、発言の取消し又は訂正を行 うに至らなかった例……………	四七三
三七九	國務大臣が自席から発言した例……………	四七四

第十五章 質問……………四七五

第一節 文書質問……………四七五

- 三八〇 質問主意書を提出するには、提出者が署名又は記名押印した提出文を添付する……………四七五
- 三八一 議院の品位を傷つけると認められる質問主意書については、議長は、これを承認しない……………四七五
- 三八二 単に資料を求めることを目的とする質問主意書は、受理しない……………四七六
- 三八三 質問主意書は、議長の承認を待つて内閣に転送し、参議院情報ネットワークシステムに掲載することにより各議員に提供する……………四七七
- 三八四 国会の休会中に質問主意書が提出され、これを内閣に転送した例……………四七八
- 三八五 質問主意書について七日以内に答弁できないときは、内閣はその期間内にその理由及び答弁をすることのできる期限を明示する……………四七八
- 三八六 内閣の答弁書は、参議院情報ネットワークシステムに掲載することにより各議員に提供する……………四七九

第二節 緊急質問 四八〇

三八七 緊急質問の申出があつたときは、議長は、まずその取扱いについて議院運営委員

員会に諮るのを例とする 四八〇

三八八 緊急質問を行うことにつき議院運営委員会の決定があつたときは、議長からこ

れを議院に諮るのを例とする 四八一

三八九 緊急質問の発言時間は、議院運営委員会において協定する 四八二

三九〇 緊急質問の発言は、三回までとするのを例とする 四八二

第十六章 会議録 四八三

三九一 会議録に掲載する事項に関する例 四八三

三九二 投票者の氏名の会議録掲載に関する例 四八四

三九三 会議録に掲載する議長の報告事項に関する例 四八五

三九四 委員長報告の省略部分を会議録に掲載した例 四八七

三九五 速記不能の箇所について会議録に補足掲載した例 四八八

三九六	会議録に記載される発言の字句の訂正に関する例……………	四八九
三九七	事務局に保存する会議録には、議長又は当日の会議を整理した副議長若しくは 仮議長及び事務総長又はその代理者である参事が署名する……………	四九〇
三九八	会議録は官報に掲載し、これを国会会議録検索システムに掲載することにより 各議員に提供し、一般に頒布する……………	四九〇
三九九	提供及び頒布する会議録には、議長が取消しを命じた言辞は掲載しない……………	四九一

第十七章 請願等…………… 四九三

第一節 請願の提出…………… 四九三

四〇〇	請願書には、請願者の氏名及び住所を記載する……………	四九三
四〇一	外国人からの請願書を受理した例……………	四九三
四〇二	請願書の提出には議員の紹介を要し、請願書には紹介議員が署名又は記名押印 する……………	四九四

四〇三	請願書が提出された後に紹介議員が議員の地位を失っても、その請願は、なお 存続するものとして取り扱う……………	四九四
四〇四	同一議員の紹介により同日に提出された同一内容の請願書は、一括し一件とし て取り扱う……………	四九六
四〇五	請願書の受理は召集日から行う 会期末においては審査の都合上、請願書の紹介提出につき期限を付するのを例 とする……………	四九七
四〇六	会期が極めて短期間のため請願書を受理しなかった例……………	四九七
四〇七	国会の休会中に請願書を受理した例……………	五〇〇
四〇八	請願書の取下げは、議長が許可する……………	五〇〇
四〇九	請願文書表は、毎週一回作成し、これを参議院情報ネットワークシステムに掲 載することにより各議員に提供する……………	五〇一
第二節 請願の付託……………		
四一〇	請願は、請願文書表の提供と同時に委員会又は憲法審査会に付託する……………	五〇二

- 四一 一 請願を付託すべき委員会又は憲法審査会を定め難い場合には、議長は、議院運営委員会理事会に諮って付託するのを例とする……………五〇二
- 四一 二 付託委員会を定め難い議案に関連する請願につき、当該議案の付託を待つて委員会に付託した例……………五〇三
- 四一 三 不適正行政に対する苦情を内容とする請願は、行政監視委員会に付託する……………五〇四
- 四一 四 裁判官の罷免を求める請願は、委員会に付託しないで裁判官訴追委員会に送付する……………五〇五
- 四一 五 請願の付託を変更した例……………五〇五

第三節 請願の会議……………五〇七

- 四一 六 請願は、一括して議題とするのを例とする……………五〇七
- 四一 七 請願は、委員長の報告を省略するのを例とする……………五〇八
- 四一 八 請願は、委員会決定のとおり採択するか否かについて採決する……………五〇八

第四節 請願審査後の処理……………五〇九

四一九	内閣において措置するを適当と認めた請願は、内閣に送付する……………	五〇九
四二〇	請願の処理経過は、内閣から毎年議院に報告される……………	五一〇
四二一	請願の審査結果は、紹介議員に通知する……………	五一〇
第五節 地方議会からの意見書……………		
四二二	地方議会から提出された意見書は、関係委員会に送付する……………	五一一
第十八章 衆議院との関係……………		
四二三	回付案は、その取扱いについて議院運営委員会に諮った後、議院の会議に付する……………	五二三
四二四	両院協議会を開き協議した例……………	五二三
四二五	両院協議会協議委員の選挙手続に関する例……………	五二一
四二六	両院協議会協議委員の辞任及び補欠に関する例……………	五二二
四二七	数個の議案について衆議院から両院協議会を求められた場合の協議委員の選挙に関する例……………	五二三

- 四二八 内閣総理大臣の指名両院協議会においては、各議院が指名した者を議題とする……………五二六
- 四二九 協議委員議長から提出される報告書は、印刷に付し、各議員に配付する……………五二八
- 四三〇 両院協議会の成案が議院の会議において議題となったときは、まず協議委員議長が両院協議会の経過及び結果を報告する……………五二九
- 四三一 両院協議会の成案に対する質疑及び討論は、成案の範囲に限る……………五二九
- 四三二 憲法第五十九条第四項及び第六十条第二項に規定する期間の計算は、本院が議案を受領した当日から起算する……………五三〇
- 四三三 法律案について、憲法第五十九条第二項の規定により、衆議院が再議決した例……………五三一
- 四三四 法律案について、本院が受領後六十日以内に議決しなかったため、衆議院において本院が否決したものとみなす議決を行った例……………五三二
- 四三五 予算について、本院が受領後三十日以内に議決しなかったため、衆議院の議決が国会の議決となった例……………五三四
- 四三六 条約について、本院が受領後三十日以内に議決しなかったため、衆議院の議決が国会の議決となった例……………五三五

四三七	憲法第六十七条第二項に規定する期間の計算は、衆議院が内閣総理大臣の指名の議決を行った当日から起算する……………	五三五
四三八	衆議院議員発議の法律案又は衆議院提出の法律案につき、発議者又は衆議院の委員長が本院の会議において国会法第五十六条の二の規定による趣旨説明をした例……………	五三六
四三九	委員会の審査を省略した衆議院提出法律案につき、衆議院の委員長が本院の会議において趣旨説明をした例……………	五四〇
四四〇	委員会の審査を終わった議案で衆議院提出のもの及び衆議院修正のものに於ては、衆議院の委員長、発議者又は修正案の提出者は出席しないのを例とする……………	五四一
四四一	中間報告後議院の会議で審議することに決した議案で衆議院修正のものに於ては、衆議院の委員長又は修正案の提出者が出席した例……………	五四一
四四二	発議者又は修正案の提出者である本院議員が衆議院の会議に出席した例……………	五四二
四四三	本院提出法律案の衆議院に対する委員会審査省略要求に関する例……………	五四四
四四四	本院提出法律案の衆議院に対する委員会審査省略要求に関する例……………	五四四
第十九章	議員の派遣……………	五四七

四四四	議員派遣の手続に関する例……………	五四七
四四五	災害等が発生したときは、必要に応じ議員を派遣するのを例とする……………	五四八
四四六	国内において開催された国際会議に議員を派遣した例……………	五四八
四四七	海外への議員派遣に関する例……………	五四九
四四八	議長又は副議長が招待により外国を訪問した例……………	五五〇
四四九	派遣議員は、その調査の結果を議院運営委員会に報告するのを例とする……………	五五一

第二十章 紀律、警察及び傍聴…………… 五五三

第一節 紀律…………… 五五三

四五〇	議員は、議場又は委員会議室においては互いに敬称を用いる……………	五五三
四五一	議長は、議員の発言が法規に違ひその他議院の品位を傷つけるときは、注意を 与え、発言を禁止し、又はその取消しを命ずる……………	五五三
四五二	国会法第二百二十条による処分要求の取扱いに関する例……………	五五四
四五三	国会法第二百二十条による処分要求書が提出された例……………	五五五

四五四	議員は、議場においては必ず上着を着用する……………	五五六
四五五	夏季における院内の服装に関する例……………	五五六
四五六	議場又は委員会議室においては、議長への届出又は議長の許可により、歩行補助のためつえ等を使用することができる……………	五五八
四五七	議場に国務大臣が秘書官等を帯同することを許可した例……………	五五九
四五八	議長の許可なくして演壇に登った議員の降壇を命じた例……………	五五九
四五九	議場北側出入口の出入者に関する例……………	五六〇
四六〇	議員は、その任期中議員記章を帯用する……………	五六一
四六一	議院に出入する者は、記章を帯用することを要する……………	五六一
四六二	議長は、議院の秩序保持のため、特に必要があると認めるときは、面会者等の院内通行を制限し又は禁止する……………	五六二
四六三	院内における録音、撮影等は、議長の許可を受けることを要する……………	五六三
第二節 警察……………		
四六四	議院警察権の範囲は、議事堂の囲障内とする……………	五六三

四六五	衛視は、議院内部の警察を行う……………	五六四
四六六	議院において必要とする警察官は、議長 の要求により召集日の前日から派出さ れるのを例とする……………	五六四
四六七	議院に派出された警察官は、原則として 議事堂外の警察を行う……………	五六五
四六八	院内において秩序を乱した者を院外に退去 させ又は警察官庁に引き渡した例……………	五六六
第三節 傍聴……………		
四六九	傍聴席は、皇族席、貴賓席、外国外交官席、 衆議院議員席、公務員席、公衆席 及び新聞記者席に分ける……………	五六七
四七〇	議員紹介の公衆傍聴券は、会議の当日議員 に交付する……………	五六七
四七一	一般の公衆傍聴券は、会議の当日先着順に より交付する……………	五六七
四七二	会議の短時間傍聴に関する例……………	五六八
四七二	外国外交官傍聴券及び公務員傍聴券は、一 会期通用のものを交付する……………	五六八
四七三	新聞記者等については、議院が交付する 記者記事により傍聴を認める……………	五六九
四七三	議長が必要と認めるときは、傍聴人の数を 制限する……………	五六九

四七四	傍聴人が傍聴規則に違反するときは、これを制止し、又は退場させ、必要な場合は、これを警察官庁に引き渡す……………	五七〇
四七五	議院の会議の実況を中継放送するときは、議長の許可を受けることを要する……………	五七二
第二十一章 懲罰 ……………		
四七六	懲罰の動議は、理由を付して提出するのを例とする……………	五七五
四七七	議長が懲罰事犯の件を懲罰委員会に付託した例……………	五七七
四七八	院議により懲罰事犯の件を懲罰委員会に付託した例……………	五七九
四七九	懲罰についての一身上の弁明に関する例……………	五八一
四八〇	懲罰の動議を採決する際には、当該議員は退席することを要しない……………	五八三
四八一	二人以上を対象とした懲罰の動議及び二人以上の懲罰事犯の件の採決は、各議員につき行ふ……………	五八三
四八二	戒告の懲罰が議決されたときは、本人の出席を求め、議長が戒告文を朗読する……………	五八四
四八三	懲罰委員会が除名すべきものとして報告した事犯について、出席議員の三分の二以上の多数による議決がなかったため、議院が他の懲罰を科した例……………	五八四

四八四 懲罰事犯の件を継続審査に付した例……………五八五

第二十二章 政治倫理……………五八七

四八五 議員は、政治倫理綱領及び行為規範を遵守しなければならない……………五八七

四八六 政治倫理審査会に関する例……………五八八

四八七 政治倫理審査会委員は、所属議員十人以上を有する各会派の所属議員数の比率により各会派に割り当て、これに基づき議長が指名する……………五八九

第二十三章 裁判官弾劾裁判所の裁判員その他の各種の委員等の選挙……………五九一

四八八 裁判官弾劾裁判所の裁判員その他の各種の委員等は、一定数以上の議員が所属する会派に、その所属議員数に比例して割り当てるのを例とする……………五九一

四八九 裁判官弾劾裁判所の裁判員その他の各種の委員等の選挙手続に関する例……………五九三

四九〇 各種の委員等の辞任について法規に定めのない場合の取扱いに関する例……………五九五

第二十四章 国会法第三十九条ただし書の規定によ

る議決に関する件及び国家公務員等の

任命に関する件……………五九七

四九一 国会法第三十九条ただし書の規定による議決に関する件の取扱いに関する例……………五九七

四九二 国家公務員等の任命に関する件の取扱いに関する例……………五九九

四九三 中央選挙管理委員会及び同予備委員の指名の手續に関する例……………六〇三

四九四 政治資金適正化委員会委員の指名の手續に関する例……………六〇四

第二十五章 内閣等からの報告、勸告、意見等……………六〇七

四九五 内閣等から提出される各種の報告、勸告、意見等に関する例……………六〇七

四九六 決算に関する警告の議決に対して内閣が講じた措置については、内閣総理大臣

から文書により報告するのを例とする……………六〇八

四九七 最高裁判所がその裁判において、法律が憲法に適合しないと判断し、その裁判

が確定したときは、その裁判書の正本が送付される……………六〇九

第二十六章	参議院の緊急集会	六二三
四九八	緊急集会は、集会ごとに、第何回国会閉会後の参議院緊急集会と称する	六二三
四九九	内閣が緊急集会を求める場合の請求期日に関する例	六一三
五〇〇	緊急集会を求める文書には、集会の期日及び案件を示す	六一四
五〇一	緊急集会の会議を開くに当たり、議長は、内閣総理大臣から集会を求められた旨を告げる	六一五
五〇二	緊急集会において特別委員会を設置した例	六一六
五〇三	議長が緊急集会の終了を宣告した後、挨拶を述べた例	六一六
五〇四	緊急集会が終了したときは、事務総長は、緊急集会に関して衆議院事務総長に通知する	六一七
第二十七章	参議院公報	六一九
五〇五	参議院公報は、会期中閉会中を問わず、必要に応じ発行する	六一九

五〇六	参議院公報には、議事日程、委員会の開会その他諸般の事項を掲載し、これを各議員及び国務大臣等に配付する……………	六一九
-----	---	-----

第二十八章 参議院改革に関する協議…………… 六二一

五〇七	参議院改革協議会を設置した例……………	六二一
五〇八	参議院改革協議会が報告書を提出した例……………	六二四
五〇九	参議院改革に関し、第三者機関を設置した例……………	六二六

第二十九章 儀礼…………… 六二九

第一節 慶賀…………… 六二九

五二〇	天皇陛下の即位の礼につき慶賀の意を表した例……………	六二九
五二一	天皇陛下御即位につき慶賀の意を表した例……………	六三〇
五二二	天皇陛下の即位の礼及び関係諸儀式に議長、副議長及び議員が参列した例……………	六三一
五二三	天皇陛下の退位の礼に議長、副議長及び議員が参列した例……………	六三五

五四	天皇陛下の御在位を祝う記念式典に議長、副議長及び議員が参列し、慶賀の意を表した例……………	六三六
五二五	天皇皇后両陛下御結婚満五十年及び同六十年につき慶賀の意を表した例……………	六三八
五一六	皇太子殿下の立太子の礼及び成年式につき慶賀の意を表した例……………	六三九
五一七	皇太子殿下の納采の儀につき慶賀の意を表した例……………	六四二
五一八	皇太子殿下の結婚の儀につき慶賀の意を表した例……………	六四四
五一九	皇太子皇太子妃両殿下御結婚満二十五年につき慶賀の意を表した例……………	六四八
五二〇	皇嗣殿下の立皇嗣の礼につき慶賀の意を表した例……………	六四八
五二一	皇孫殿下御誕生につき慶賀の意を表した例……………	六五〇
五二二	親王殿下の納采の儀につき慶賀の意を表した例……………	六五三
五二三	親王殿下の結婚の儀につき慶賀の意を表した例……………	六五四
五二四	内親王殿下の納采の儀につき慶賀の意を表した例……………	六五五
五二五	内親王殿下の御結婚につき慶賀の意を表した例……………	六五五
五二六	議長、副議長及び議員は、新年祝賀の儀に参列する……………	六五六
五二七	議長、副議長及び議員は、天皇誕生日宴会並びに園遊会に招かれる……………	六五六

五二八	議長、副議長、常任委員長、特別委員長、調査会長、憲法審査会会長、情報監視審査会会長、政治倫理審査会会長及び事務総長は、天皇陛下にお目にかかり、茶会に招かれる……………	六五八
五二九	議会開設記念式典が举行された例……………	六五九
五三〇	議事堂竣工五十年記念式が実施された例……………	六六六
五三一	参議院五十周年記念式典が举行された例……………	六六六

第二節 哀弔…………… 六六八

五三二	天皇陛下の崩御につき弔意を表した例……………	六六八
五三三	皇室の御凶事につき弔意を表した例……………	六六九
五三四	大喪の礼及び関係諸儀式に議長、副議長及び議員が参列した例……………	六七七
五三五	本院議員が逝去したときは、弔詞をささげ、哀悼の辞を述べる……………	六七八
五三六	議長の逝去につき弔詞をささげた例……………	六八〇
五三七	副議長の逝去につき弔詞をささげた例……………	六八一
五三八	議長、副議長の逝去につき参議院葬を行った例……………	六八二

五三九	元議長の逝去につき弔詞をささげた例	六八三
五四〇	元副議長の逝去につき弔詞をささげた例	六九一
五四一	永年在職の表彰を受けた元議員が逝去したときは弔詞をささげるのを例とする	六九九
五四二	衆議院議長の逝去につき弔詞をささげた例	七〇〇
五四三	元衆議院議長の逝去につき弔詞をささげた例	七〇〇
五四四	内閣総理大臣の逝去につき弔詞をささげた例	七一二
五四五	元内閣総理大臣の逝去につき弔詞をささげた例	七一二
五四六	憲政功労者の逝去につき弔詞をささげた例	七二〇
五四七	国務大臣の逝去につき弔詞をささげた例	七二三
五四八	文化功労者の逝去につき弔詞をささげた例	七二五
五四九	国立国会図書館長の逝去につき弔詞をささげた例	七二八
五五〇	衆議院事務総長の逝去につき弔詞をささげた例	七二九
五五一	外国の元首、議会の議長等の逝去につき弔意を表した例	七二九
五五二	事故、災害等による犠牲者の冥福を祈り黙禱した例	七三二

第三節 歓迎……………七三五

五五三 皇太子殿下が御傍聴の際、歓迎の意を表した例……………七三五

五五四 親王殿下が御傍聴の際、歓迎の意を表した例……………七三五

五五五 外国の貴賓が傍聴の際、歓迎の意を表した例……………七三六

五五六 外国の元首又は首相等が国会訪問の際、演説を行った例……………七三七

五五七 外国の議会の議長又は議員を招待した例……………七三八

第四節 祝賀及び感謝決議等……………七三九

五五八 祝賀決議をした例……………七三九

五五九 ノーベル賞受賞者に対し祝意を表した例……………七四〇

五六〇 感謝決議をした例……………七四九

五六一 外国の議会等に祝電、謝電等を發送した例……………七五二

第五節 議長、副議長及び仮議長の就任の挨拶等……………七五五

五六二 議長、副議長の就任の際の挨拶及び祝辞並びに辞任等の際の謝辞及び答辞に関する例……………七五五

五六三 仮議長が就任の挨拶を述べた例……………七六二

五六四 議長は、会期終了に当たり挨拶を述べるのを例とする……………七六三

五六五 議長は、会期終了の後、天皇陛下にお目にかかり、国会閉会の挨拶を行うのを例とする……………七六三

五六六 議員の半数の任期満了に当たっては、議長が挨拶を述べ、議員から謝辞を述べるのを例とする……………七六四

第六節 議員の表彰その他……………七七〇

五六七 永年在職議員は、院議をもって表彰する……………七七〇

五六八 功勞議員は、議長が表彰する……………七七八

五六九 外国における災害に際し議員一同から見舞金を贈った例……………七八〇

五七〇 議院の屋上及び議場に国旗を掲揚する……………七八一

第三十章	I P U（列国議会同盟）等	七八三
五七一	両議院の議員は、日本議員団を組織して、I P Uに加盟する	七八三
五七二	I P U会議には、議員を派遣する	七八四
五七三	I P Uの会議が東京において開催された例	七八五
五七四	I P Uの会議以外の国際会議が東京において開催された例	七八八
五七五	I P Uの要請に基づき外国の議会の議員を招待した例	七九〇
第三十一章	国立国会図書館及び法制局	七九一
五七六	国立国会図書館の館長は、両議院の議長が、両議院の議院運営委員会と協議の後、国会の承認を得て任命する	七九一
五七七	法制局長は、議長が議院の承認を得て任免する	七九三
第三十二章	議員会館及び議員宿舍等	七九五

第一節 議員会館……………七九五

五七八 議員会館の議員事務室は、議員一人一室とし、議員の職務遂行の便に供する……………七九五

五七九 議員会館に自治委員会を置く……………七九五

五八〇 議員会館の議員事務室は、議院運営委員会庶務関係小委員会において各会派に

割り当てる……………七九六

五八一 議員会館の会議室は、議員の会議に使用する……………七九五

第二節 議員宿舎……………七九七

五八二 議員宿舎の議員室は、議院運営委員会庶務関係小委員会において各会派に割り

当てる……………七九七

五八三 議員宿舎に宿舎委員会を置く……………七九八

第三節 議員用自動車……………七九九

五八四 役員及び特別委員長等に専用自動車を配属する……………七九九

五八五	各会派に自動車を配属する……………	七九九
五八六	議員の登院のため、専用のバスを運行する……………	八〇〇